

新型コロナウイルス感染症対策分科会（第2回）
議事概要

1 日時

令和2年7月16日（木）18時00分～20時40分

2 場所

合同庁舎8号館1階講堂

3 出席者

分科会長	尾身 茂	独立行政法人地域医療機能推進機構理事長
分科会長代理	脇田 隆宇	国立感染症研究所所長
構成員	石川 晴巳	ヘルスケアコミュニケーションプランナー
	石田 昭浩	日本労働組合総連合会副事務局長
	今村 顕史	東京都立駒込病院感染症センター長、感染症科部長
	太田 圭洋	日本医療法人協会副会長
	大竹 文雄	大阪大学大学院経済学研究科教授
	岡部 信彦	川崎市健康安全研究所長
	押谷 仁	東北大学大学院医学系研究科微生物学分野教授
	釜菴 敏	公益社団法人日本医師会常任理事
	河本 宏子	ANA総合研究所会長
	小林慶一郎	公益財団法人東京財団政策研究所研究主幹
	清古 愛弓	全国保健所長会副会長
	舘田 一博	東邦大学微生物・感染症学講座教授
	中山ひとみ	霞が関総合法律事務所弁護士
	平井 伸治	鳥取県知事
	南 砂	読売新聞東京本社常務取締役 調査研究本部長
	武藤 香織	東京大学医科学研究所公共政策研究分野教授

4 議事概要

<西村国務大臣挨拶>

構成員の先生方におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。第2回の新型コロナウイルス感染症対策分科会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。本日は、主として5点について御議論いただければと思っております。

1点目は、首都圏を中心とした今の感染状況について分析・評価をいただけれ

ばと思っております。バー・クラブなど接待を伴う飲食業を中心に、積極的に検査を受けてもらっている結果として数が増えている面もありますが、しかし、全国的に4月上旬の水準に近づいてきております。この辺りの分析をいただければと思っております。同時に、仲間同士での飲み会や会食といったことでも感染が広がってきている面もあります。医療提供体制などについても分析・評価をいただきまして、今後の対策について御意見を賜ればと思っております。

2点目に、Go Toトラベル事業につきまして、その進め方についてぜひ御議論いただければと思っております。また、イベント開催における感染防止策の在り方についても御意見をいただければと思っております。

3点目に、新型コロナウイルスワクチンについて、国内外で開発が進んでいるところでもありますけれども、今後、ワクチンが開発された場合を見据えて、予防接種の在り方について御議論をいただければと思います。

4点目、国際的な人の往来の再開に向けた段階的措置につきまして御意見をいただければと思います。

5点目、検査体制の基本的な考え方、戦略につきましては、前回の分科会で尾身会長からも提案がなされ、そして御議論をいただきました。その後、構成員の先生方、そして厚労省におきまして議論が重ねられてきたと伺っております。本日も、先生方からペーパーをいただいておりますので、これに基づきまして御議論をいただければと思います。

いずれも非常に重要な大きな課題でありますけれども、ぜひ忌憚のない御意見をいただきまして、皆さん方の御意見をしっかりと踏まえまして、今後、引き続き対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

<加藤厚生労働大臣挨拶>

お忙しい中、お集まりをいただきまして本当にありがとうございます。

東京都においては直近1週間におよそ1,300人を超える新規感染者が報告され、隣県あるいは大阪などにおいても数十人単位の感染者が報告されるなど、感染拡大の傾向が見られております。

厚生労働省としても、一昨日、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部の下に設置されております、アドバイザリーボードを開催し、現時点における感染状況の評価・分析を行っていただきました。

その結果は、東京都における新規感染者数には、大規模な積極的疫学調査により把握された無症候者や軽症者が含まれており、緊急事態宣言時には診断されていなかった患者、その当時はなかなか見えなかった患者が含まれているため、単純に新規感染者数のみをもって過去の状況との比較を行うことは必ずしも妥当ではないということ。また、重症者が少ないため、集中治療を行うための病床は確

保されているものの、軽症者が多いこともあり、宿泊療養場所とそのスタッフの確保が急務であること。接待を伴う飲食店などによる感染拡大が続いており、我が国がこれまで取り組んできた3密の回避、大声を上げる環境の回避、換気の徹底などの必要性が改めて強く示唆されること。東京から一部の地方への伝播が確認されるとともに、感染経路不明の症例が増加傾向にあることや、病院内や高齢者施設での感染も発生し始めていることを踏まえ、感染状況を引き続き注意深く見ていくことが必要、との分析・評価をいただいたところであります。

また、より効率的・効果的なサーベイランスに資するよう、感染者情報の活用の在り方に関するワーキンググループの立ち上げについても御意見をいただきました。

こうした御意見を踏まえ、厚労省としても感染動向を注視していくとともに、地域における公衆衛生対策の要であります保健所における職員の増強等、その機能強化に向けた支援、また、早期に陽性者を確認する検査体制に万全を期していくこと。また、今後の感染者の増加にも対応できるよう、必要な病床の確保や宿泊療養先の確保などに向けて、都道府県間の広域調整なども含めて必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

加えて、本日の議題とも関連しますが、効果的なワクチンの開発や治療薬の開発も促進をしてまいるつもりでおります。本日も、どうかよろしくお願い申し上げます。

(報道関係者退室)

<議事(1) 最近の感染状況と当面の対応>

○事務局(池田) <資料1-1を説明>

○脇田構成員 <資料1-3、1-4を説明>

○尾身分科会長 <資料1-2を説明>

○大竹構成員 発症日ベースでは4月上旬よりもかなり緩やかだが、陽性ではなくて有症者数というのを出していくのは難しいのか。陽性者数が何人になったというと、大変感染が拡大しているよう見えるが、有症者数だけの数をもう少し出していくと、実態がそのまま分かるような気がする。

○押谷構成員 検査を積極的に進めて無症状の人の検査が進んでいくと、どうしても

陽性者数が増えてくるので、その辺りは我々が決めることではなくて、国と自治体の間で決めていただくといいかと思う。

○平井構成員 Go Toトラベル事業について、西村大臣や赤羽大臣、また総理のほうで決断をしていただいたこと、評価に値する動きを地方の現場を捉えてしていただいたことに感謝を申し上げたい。

資料1-2の提案2に関連して、知事会の中でもかねて議論しており、資料6-2の2ページ目の下から2つ目のポツのところにあるわけだが、やはり先手を打ってスピーディーにやる対策が必要だろうと考えている。広範にとにかくロックダウン的な手法をとるのではなく、緻密にクラスターを限定攻撃するというやり方ができないか。ただ、現行の法律の中でやりにくいところがあって、そこを考えられないか。

例えば保健所でも、感染症法の44条の2といったところで一定の権限はあるが、罰則があるわけではない。また、本当はこの店を閉めてくれ、というのができればいいが、今、緊急事態宣言は出ていないので、45条の系統が使えない。24条9項のところで行うということ、もっと平時における知事権限の活用を緩やかに認めていただけないだろうか。

今の特措法の中の45条で、ある施設についてはこれを使えないようにする措置が取れる。それが政令の11条のほうに振ってあるが、基本的には多数の方が集まる施設でつくっている。インフルエンザのときは一気に広がるので、多くの方が集まる施設を閉めるというのは理解できる。しかし、この新型コロナウイルスは狭いところで密集して、密閉で、それで密接が起こると広がるということなので、これは実は新型インフルエンザのやり方とはもともと違うだろうと現場で思っている。だから、政令の11条のような縛りはなくて、とにかくこの夜の街のこの店を閉めなさい、というふうに端的にやれるように運用したらいいのではないだろうか。

こうしたことを含め、法的な措置をぜひ検討していただけないだろうか。これが提案2を迅速に進めるような、対象地域や業種を絞ったきめ細やかな対策のために、その法律の解釈・運用も含めて、あるいは法的措置とのことも含めて検討するべきではないかと知事会では考えている。

○尾身分科会長 平井構成員のお話されたことは知事の権限についてなので、今日明日はできないと思うが、この対策の概要に少し中長期的に知事の権限を検討して頂きたいということは付記する。政府への提案として、この分科会として前広にそういうことも検討してほしい、という趣旨を追加すればよろしいか。

○釜菴構成員 資料1-2だが、現在の評価として「面的な市中感染は見られないが

…」となっているが、根拠はどこにあるのかと言われると回答がなかなか難しい。市中感染の評価について、このように書いていいか少し疑問に思うのだがいかがか。

○押谷構成員 我々クラスターをずっと追いかけていける立場からすると、3月の下旬から4月の中旬ぐらいまでの間は、色々つながってはいくものの、つながりが最後で見えなくなってしまう例があった。全国各地でそういう例があったのだが、今は孤発例として色々なところに出てきている。

東京都内も、恐らく新宿は相当な感染者が出ていて、夜の街だけではなく、その周囲に漏れ出しているだろうと思われるが、詳細がよく分からないが、それ以外のところは孤発例として飛んでいっても、そこでクラスターを形成して、さらにそこから広がっていくというようなことは今のところは見えていない。

東京以外でも、3月下旬から4月の中旬ぐらいまでは、色々なところから飛んで行ったものがそこでフォーカスを形成して、それが周りに広がっていくということが見えていたのだが、そういう状況ではない。色々な県とかで見えてきているが、大体が追えており、そういう意味で面的に広がっている状況ではない、という判断をしている。

○釜菴構成員 御説明をいただかないとそこまでのところは分からないので、この書きぶりについては誤解を招かないように直されたほうがいいと思う。

○尾身分科会長 では、資料1-2の現在の評価は、資料として厚労省のアドバイザーボードの見解を参考ということにしたい。ほかに、資料1-2に御意見はあるか。それでは、これで分科会の政府への提案ということによろしいか。

(異議なし)

○事務局(池田) <資料2を説明>

○脇田構成員 資料2の「今後実施すべき対策について(案)」というのは、資料1-2の提案2のところに当てはまるということになると思う。これはいわゆる接待を伴う飲食店に集中した対応策ということになっているが、ここではまだメリハリ戦略が継続されると理解しているので、やはり集中的な検査、テレワークの推奨といったこともここに入れていく必要があるのではないかと思う。

○尾身分科会長 それでは、テレワーク、集中的な検査について明記するという事でお願いしたい。

○平井構成員 池田審議官からお話があったことは、先ほど私が申し上げたことと合致しているし、西村大臣も地方の声を大分聞いていただいていると感謝しながら伺っていた。

このような形で個店の休業要請ができるということを正面から認めていただければ、色々やりようが変わってくると思うが、従来だと45条で初めて例えば店名公表などの強制措置につながるようなサンクションができると考えていた。やはり解釈上はそうなるのかもしれないが、24条9項でやる場合の担保措置というのは今あるのかどうか。

もしなければ、機動的な対策を局所的に打つ場合、何らかの担保できるような法的措置や、あるいは何かほかの規定を用いた解釈等ができるのか。また、休業要請をした場合、従来は協力金を出すのを常としていたが、それについてはどういうふうに今御検討されているのか教えてほしい。

○事務局（池田） 1点、24条9項の要請については、現行の運用では、個別の店舗ということではなく、一定の業種に対して要請を行っていくことになる。

45条の担保措置をどうするかという点について、罰則をつける議論については承知しており、現在、検討を行っている。また、罰則以外の実質的なペナルティーをつけるようなことも考えられないか、様々なアプローチを今検討しているところ。

また、協力金の話については、休業補償という名目にかかわらず、実質的に政府として持続化給付金や雇用調整助成金といったものを休業された方に対して給付しており、実質的に休業補償的なことを行っている。今後も引き続き対応してまいりたいと考えている。

○平井構成員 そういうわけで、幅広く経済社会にインパクトを与え過ぎるような措置が果たして今適当なのか。そうであれば、個店に対して要請できるような手段を我々も持っておくべきではないだろうか。

24条9項を読むと、字面上は個店だと要請できないとは書いていない。かなり自由度の高い協力要請ができるという条文になっている。だから、この辺は解釈・運用の世界もあるのではないかと考えており、ぜひその辺の検討もしていただきたい。

○尾身分科会長 資料1-2に先ほどのコメントを書いて、また事務局で検討することをお願いしたい。

○石田構成員 「今後実施すべき対策について（案）」の内容については、十分理解している。当然ガイドラインはしっかり守らなければいけない。ガイドラインを遵

守っていない店舗に対する自粛の要請があったとしても、それは方向性としては決して間違っていることではないと思うが、現状を見ると、ガイドラインをしっかりと守っているお店に対して、どういう手だてをするかということが、この実施すべき対策の中に必要ではないかと感じている。

資料1-2を拝見して、提案3の下には（注）として、「これらの検討にあたっては、現在協力頂いている『夜の街』の方々への配慮が必要」との記載がある。提案2として「きめ細やかな対策の迅速な追加」とあるが、しっかりとガイドラインを遵守している店舗でも、実は売上げがかなり減少しているという実態がある。三密回避の観点から、店舗内に今までの客席数に比較して、少ない人数しか入れることができないお店も多くあるので、その辺についても少し配慮が必要ではないかと思っている。その点見解があれば教えていただきたい。

○事務局（池田） 「今後実施すべき対策について（案）」の中段の※印のところで、1つは、ガイドラインを遵守するための取組に対して持続化補助金で支援をしている。

もう1つは、各都道府県でガイドラインを遵守している店舗に宣言書やステッカー等を掲示できる取組を推進している。例えば、神奈川県だと、掲示店舗をオープンデータ化することを検討している。すなわち、ホームページを見ると、ガイドラインを守っているお店が公表されることになるが、そういったお店に安心を求めて人が行くというようなことも考えられる。できるだけ各県に対して、こういうステッカーなどの取組をするときにはオープンデータ化するようお願いしている。

○石田構成員 今の説明で十分理解したが、ステッカーを張ることで、多くの人が来店した場合、すべて店舗内に収容できるかということ、そうではないということもぜひ御承知おきいただきたい。

○押谷構成員 クラスタをずっと見ている立場からすると、やはりガイドラインをきちんと守っていないところでクラスタが起きている。特に大規模なクラスタが起きているという事実があるので、ガイドラインを遵守するということをどうやって担保していくのかということを考えていかないと、大規模なクラスタを抑えられないと思う。

○小林構成員 実施すべき対策として、感染者が出ていないような店も含めて、例えば歌舞伎町など特定の地域についてきちんと検査をやっていくといったこともまだできる余地があるのならやるべきなのではないか。

○事務局（池田） 資料1-1で、東京都、新宿区、豊島区と行っている対策の16ページの「戦略的なPCR検査等の実施」に記載していることが小林構成員へのお答えになると思うが、感染の可能性の高い場所において幅広く検査を実施、また受診の勧奨をしており、陽性者が出ていない店舗の従業員も対象にしている。

○武藤構成員 資料2の案のページだが、これは特措法に基づくところを基本的に書いていると思うが、もう少し踏み込んで、例えば接待を伴う飲食店のガイドラインは改定してもいいのではないかと考えている。つまり、必ずしも店舗でクラスターが発生しているとは限らない可能性があって、閉店後のアフターと呼ばれるサービスであるとか、店舗以外の従業員の方の生活の中で起きているところをもう少し我慢していただけたら防げたものが色々あるのではないか。あるいは、例えばガイドラインを遵守できているかどうかを相互に点検し合う仕組みとか、それをクリアしたところは旅行のガイドブックやレストランガイドに載るという形で、お客さんがきちんと流れる仕組みを担保するなど、もう少し工夫できるような気がしている。

○尾身分科会長 従業員の宿泊施設や、アパートのように共有しているところで感染が起きているということがかなり分かっていることと、あとはガイドラインを遵守してもらったときのインセンティブも少し改定をしたほうがいいのではないかという意見だが、それは少し検討できる可能性はあるか。

○事務局（池田） ガイドライン上の工夫は検討する。ただし、大本をたどると、寮であるとか、店を出た先であるとか、まさに3密の回避だと考えられるので、もう一度ここを徹底するとともに、ガイドラインについてどういった工夫ができるか検討したい。

○武藤構成員 それをぜひ当事者の人たちと一緒にやるということをお願いしたい。どうしたらより軽減できるのかとか、工夫できるのかという、彼ら、彼女らの生活に根差したところを酌み取ることが大事かと思う。

○事務局（池田） 「今後実施すべき対策について（案）」のところの「夜の街の事業者との連携に配慮」というのは、事業者の協力も得ながらこの対策を進めていきたいということなので、そういった意味では、例えば何らかの対策やルールを決めるときには事業者や従業員の方々の意見もくみ上げて、豊島区も新宿区も取組をしていただいている。

○今村構成員 接待を伴う飲食店の対応についてだが、普通の地方の例えば旅館とい

ったところでも同じことが言えるが、感染対策を始めるときには大抵しっかり入ると思う。ただ、その持続性というのがしっかり担保されなくてはいけなくて、時間とともに落ちていくのが普通である。

接待を伴うお店という立場でいくと、恐らくそれを遵守することは仕事のにはマイナスにどんどん傾いていくので、インセンティブが大変低い。そうすると、出だしだけはしっかりして、例えばステッカーをもらうけれども、それを継続しないということはごく普通にあると思うので、この闘いはかなり長く続くことを見越して、彼らがやる気を持って継続できる、持続性のあるものにするという仕組みも入れていただきたい。

<議事（2）Go Toトラベル事業の進め方等>

○事務局（田端） <資料3-1を説明>

○事務局（奈尾） <資料3-2を説明>

○事務局（正林） 資料3-2の6ページのところで、数字のアップデートだけさせていただく。この東京都の数字だが、7月12日現在、陽性者20名とされているが、本日7月16日時点で59名となっている。また、キャスト13名、スタッフ4名となっているが、キャストとスタッフ合計で25名となっている。それから、観客3名となっているが、観客34名となっている。

○尾身分科会長 今の説明、特にGo Toキャンペーンについては、分科会の意見を基に最終的な判断をされるということなので、Go Toキャンペーンを今日すぐにでもやっていた方がいいのか、あるいはちょっとやめた方がいいのか等々、忌憚のない御意見を聞かせてほしい。

○脇田構成員 感染のコントロールと経済の活性化のバランスは非常に難しいわけだが、現在では感染拡大を止めるということは、メリハリのある対策が肝になっている。その肝になっているのが夜の街であるということだと思う。そのコントロールが一番大事で、東京だけでなく、やはり地方の夜の街でも感染が起きているということなので、夜の街の対策が十分にできているといえないような状況でGo Toキャンペーンを促進していくというのは時期尚早という印象がある。とにかく、そういった夜の街のコントロールをしっかりやっていくということが大事だと思う。感染症対策の側からすれば、そういったハイリスクの場所の対策をしっかりやっていきたいということと、現在の流行の状況、今後の見通しというのがあったので、そこを

もう少し見たいと思う。

もう一つ、この分科会の役割として、感染の抑制と経済の活性化を両立していくということだと思っているので、どうやって経済を活性化していくかというプランをこの分科会でもこちらから提案する形でつくっていただければいいと思うので、我々感染症の専門家と社会経済の専門家の先生と協力をしてアイデアを出していくようにしていきたい。

○尾身分科会長 脇田構成員の提案は大変重要なことで、Go Toキャンペーンをどうするかという話、もう一つは、それとは直接は関係ないのだけれども、経済と両立と言っているながら、今までは感染症の人たちが感染症対策についてはかなり頻りにレコメンデーションをしてきたのだけれども、せっかくこれだけの医療界以外の人があるので、ほかの人と協力して、感染拡大防止対策をしながら経済をどうやってやるか、このグループから少し発信したらいいのではないかという趣旨だと思うが、それで事務局はよろしいか。ワーキンググループにするなど、何かのメカニズムを医療の人と一緒にやったほうがいい。

○館田構成員 この「当面の取扱い方針」に賛成する。ただ、少し心配なのは、この方針は、東京に行く人の割引をしないし、東京から出る人の割引もしない、東京に行ってもいけない、といったメッセージではないと考えている。個人的には、例えば普通の家族が3密の状況もないし、きちんと適切にマスクをしているような人は、地方に行くのもいいし、地方から来るのもいいと思っている。その辺のところのメッセージを間違ってしまうと、何となく変な方向に行ってしまうので、こういうふうに一步下がるときというのは非常に大事なタイミングである。だから、そのタイミングで一般の人たちに正しいメッセージを伝える、そういうチャンスにしないといけないのではないかなと思う。

この感染症は第2波、第3波、第4波と来るわけだから、みんなでそのリスクを下げながら、それこそ新しい生活様式を、どこが許容できるかということを考えて受け入れて、そしてそれを教育していかなければいけない。ある意味、一步引いたときにチャンスで、そのときに正しいメッセージを伝えるというのをぜひやっていただければと思う。

○平井構成員 今日こうした形で西村大臣や赤羽大臣、また、総理や官房長官が結論を出されたということ、まず知事会として評価をさせていただくことから始めたいと思う。

というのも、今日も色々な話があった。脇田先生から、そもそも東京を収めることだという話があった。これについては地方としても協力していきたいと思うし、

軽症者の医療の問題などで広域連携をしていくということは十分可能だと思うので、様々なことをやりながら、とにかく情勢を収めていくというのがまず1番に大切なことであるが、それと併せて経済社会活動も同時並行で育てていかないといけない。

知事会でも議論をして、先日アンケート調査をしたところ、8割の知事が感染状況を踏まえながら段階的に観光の促進策を図るべきだという結果であった。色々と悩ましい苦渋の決断だったと思うが、今日こうして東京は取り急ぎ除外をしながらスタートをさせようということであるので、それは了とできるものだと思う。

ただ、感染はここで終わるわけではなくて、例えば関西地区でも今広がっているところもあるし、東京近郊にもそうしたところもある。だから、今後も感染状況を見ながら、そこは臨機応変に機動的にやっていただくということをお願いしたい。

また、九州の知事から、今、災害で観光客を受け入れるところではないという意見が出ている。今の状況に非常に落胆しているところがあり、「復興割」のような別途の配慮もそうした災害地域に対して必要ではないかと思う。

また、先ほど田端長官の説明資料の中に、空港サーモグラフィーということがあった。これは沖縄等も非常にナーバスになっているし、奄美大島などもある。そういった空港での監視ということに、国もぜひ御協力をいただければありがたい。

○河本構成員 平井知事から、知事会での御報告があったが、経済界として特に何かをまとめているというわけではないということをお話をさせていただく。

経済界としては、一般的に言われているように、6月19日に都道府県をまたぐ人の往来が全面解除されて以降、期待があるのは事実であり、このGo Toキャンペーンについても、観光や旅行、運輸業界では需要回復に向けた期待が高まっていると感じている。

観光・旅行だけではなくて、ビジネスなどほかの移動も含めて人の往来がもたらす経済の活性化というのはあると思うので、まさにこれからがコロナ感染の拡大防止と経済の両立を考えていかなければいけない正念場、大切な時期に来ているのだと思っている。

新しい旅のエチケットをはじめ、そのほかにも各業界が色々なルールづくりをしていることを、やはり一人ひとりがきちんと守っていくというベースをしっかりと浸透させていくことがなければ、経済の活性化も後退してしまうと思っている。そういった意味では、経済界としてもルール遵守をきちんと浸透させていく。また、厚労省のCOCOAのようなアプリも国民がきちんと活用して、感染者を追跡できるような協力も必要なのではないかと思っている。足元での感染者数の増加傾向も見ながらも、ガイドラインに即した対策というのは引き続きしっかりやっていきたい。

この旅行だけの場面にかかわらず、一人ひとりが感染リスクを意識した行動を取るということを、旅行に行くからではなく、日々の中で着実に取り組んでいくこと

が大切であり、「東京を除外すれば旅行は大丈夫」というような誤解を招くようなメッセージにならないように注意しないといけないのではないか、ということ強く共感した。

○小林構成員 経済活動をきちんと上げていかなければいけないということはおっしゃるとおりだと思うので、プランを考えなければいけないが、今回の危機は、感染のリスクが高まっていることにより、観光の需要や消費が落ちているということが問題だから、感染リスクをいかに市中で低下させるかというのが経済活動のためにも最大の目標だと思う。そういう意味で、検査体制を充実させて、隔離をきちんとしていくということがまずあるのだろう。

それから、Go Toトラベルキャンペーンに関連して言うと、まず細かな話に行く前に、観光業の将来がこれからどうなるのかということを経期的に考えなければいけない。この感染症がもうしばらく、ひょっとしたら2年、3年ぐらい続くと考えると、観光需要が現在のように落ち込んだ状態というのが、1年ではなくて2年かそれ以上続く可能性がある。そこで、今、Go Toキャンペーンをやれば、確かに一時的にはカンフル剤として効くわけだが、一時の効果で終わる可能性がある。その後、3年間ぐらいを見通したときに観光業がどういう姿になっていくのか。そのとき、生き残れる企業、生き残れない企業というのがどれぐらいの割合で、そこに政府としてどういう対策を打っていくのかという大きなビジョンを描く必要があるのではないか。その上での今回のGo Toキャンペーンということになってくるのではないか。

その話とは別に、今回のGo Toキャンペーンの2つ目の「当面の取扱い方針」について2つほどコメントをさせていただきたいのは、今回、東京を例外にするということだが、関東圏のほかの県についてはそのような扱いをしなくていいのかどうかということについての判断基準のようなものがあれば教えていただきたい。

それから、資料3-1の5ページ目で、旅行者にエチケットを周知徹底する、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には旅行を控えてもらう、ということが書かれているが、体調が悪い人に旅行を控えてもらうということはどうやって担保するのか。もし、担保する手段がないなら、例えば事後的に、旅行に行った後、あるいは旅行先でコロナの感染症になったということが分かった人には補助をしないなどの何かペナルティーを与えるといった、実際に体調が悪くなった人が旅行をしないようにさせる担保措置というのは考えられるのではないかということについて御意見を伺いたい。

○大竹構成員 まずは今回の「当面の取扱い方針」に賛成である。ただ、Go Toキャンペーンでどういうメッセージを出すかということが非常に大事だと思った。Go Toキ

キャンペーンだけだと、これから自由に旅行してください、もう感染は大丈夫なので元の生活をしてください、というイメージに取られると、全く逆効果だと思う。

しかし、「当面の取扱い方針」の2枚目のところに細かく書いているが、コロナが長く続く状況だと、こういう状況できちんとガイドラインを守って3密を避けると旅行もできるという習慣を身につけるためのものなのだというメッセージを強く出すとすれば、もう少し前向きに考えられるかと思う。

そのためにも、夜の街のガイドラインをもう少しきちんと守っていくということも必要だと思うが、エビデンスをつくってガイドラインをしっかりしたものにして、それを守ると感染拡大が最小限に抑えられるのだという常識を広めていくきっかけにしていくということが非常に大事だと思う。今までの報道だと、かなり誤解されていると思うので、そこは修正していただければと思う。

○武藤構成員 「当面の取扱い方針」の案そのものは、ぎりぎりこれで行くしかないのかなという印象を持っている。ただ、気になったのが、「感染拡大防止に当たっての『参加条件』等について（案）」の旅行者の欄だが、4つポツがある一番下に、重症化しやすい高齢者を中心とする旅行、若者を中心とする旅行、大人数の旅行、宴会を主目的とする旅行というのは、どれも結構リスクな旅行であり、特別な配慮をするという意味が十分理解できなかったのだが、こういう旅行をしようとする人たちに対して注意喚起を出すべきだと思う。

つまり、旅行者や運輸の関係の方々には止められないので、行く人たちがこういうことをきちんと注意するということについての啓発を、この「新しい旅のエチケット」も大変素敵だが、そうではない、こういうことをやるなとか、こういうことを考えている人はどうするのか、というところも含めて、多様な啓発を改めてしていただくことが大事かと思う。

2つ目に、私は東日本大震災のときに都民ボランティアの団長というのをやったことがあり、泥かき、畳出しもやっていたが、今回、それに行けない状況なのは非常につらく、ぜひGo Toボランティアキャンペーンといったものもやると国民の心情にフィットするところもあるのではないかと。ボランティアのための旅行を支援する施策というのもぜひ御検討いただきたい。

○太田構成員 今回の「当面の取扱い方針」、原案どおりではなくて、一応ここまで配慮いただいたということに関しては感謝する。一つ、可能であればだが、旅行者がとにかく3密の回避など様々なことで努力しないと、場合によっては地方で感染が拡大するリスクがあることを前提にやらなければいけない。ここで、接触確認アプリに関して、一応これは推奨するという表現になっているが、ぜひこのような形のキャンペーンに参加される方というのは、各地域の方々に対する思いやりという

ことで、ぜひこういうものを強く推奨し、できれば義務化するぐらいやっていただけるとありがたい。

また、当然のことながら、受け入れる方々に関しても結構なリスクがある。万が一感染が起きたときには、極力早く見つけて対応できるような形にしなければならない。一回Go Toキャンペーンをやり始めて、万が一地方で感染が拡大して制御不能な状況にならないよう、極力できる対応はやっておくべきかと思う。

○中山構成員 やはりGo Toキャンペーンと銘打つと、もう安心してみんな行きましようというのが表に出てしまうのだが、これはあくまでも新しい生活様式の中での旅行だと思う。新しい生活様式の中ではこういうことに気をつけましようという今まで強く言ってきたわけだから、旅行でもそれをぜひ守っていただけるような広報をしていく必要があると思う。

旅行に行くときみんな羽目を外すというのが今までの私たちの経験値としてあると思う。それから、旅館等に、夜にどこへ行けばいいかと尋ねることはよくあると思うが、そこでまさに3密が発生するような場所に行ってしまう、被害が大きくなるということが考えられるから、とにかく新しい生活様式の中での旅行ということで、考え方を改めてほしいということをお願いしたい。

○押谷構成員 やはりリスクのある旅行とリスクの非常に少ない旅行というのはきちんと分けなければいけなくて、参加条件の旅行者に書いてある、特別な配慮をするというか、リスクの非常に高いものをここに列挙して特別な配慮をすることで済ませてはいけないと思う。

重症化しやすい高齢者というのは、ダイヤモンドプリンセス号においてはまさにそういう人たちがたくさんあの中にいらっしゃって、それで非常に多くの人が重症化して亡くなる人たちが出てきたという事実を絶対に忘れてはいけなくて、大人数の旅行とか宴会を主目的とするというのは明らかにリスクのある旅行で、こういうものをあたかも推進するように書かれるというのは非常に問題だと思う。

若者も、少人数の友達同士で旅行をするのは全然問題はないと思うが、若者が大人数でどんちゃん騒ぎをするために行くような旅行をサポートするというのは非常に大きな問題だと考える。

○尾身分科会長 今日、我々にこのGo Toキャンペーンで与えられた仕事は、政府の提案に対して我々のコメントをある程度一枚紙にまとめる必要がある。なぜ我々は今回、特に東京を中心にGo Toキャンペーンをちょっと延期してほしいのかという理由を、政府に対して我々分科会が出す必要があると思う。

①感染状況の評価をまずはしっかりやって、夜の街を中心に広がった東京の感染

のことを言う。

②それから、この契機だから、啓発あるいは注意喚起ということをおこの際にしつかり言ったほうがいいのではないのかということ。そういう意味では、3密のことや大声、クラスター感染は色々な場所でおおきているが、その原因は全国共通である。そのことを国民にもう一回知ってもらおうチャンスで、注意喚起と啓発ということをしつかり書く。

③それから、リスクのある旅行とない旅行というのをはつきり注意喚起する。そういう中で東京を中心に来るのと行くのは避けてください。ただし、ほかの道府県はよい。

④もう一点、今感染が比較的徐々に拡大しつつあるから今回東京は除外するということ。だから、逆に、これである程度落ち着いてきたら、どうぞやってくださいということで、みんなが頑張ればまた元に戻れるというインセンティブが働くから、その辺のメッセージを少し入れた方がよい。

本分科会が終わったら、上で述べた①～④を明確にして関係の先生方と20～30分でおつくって、それを政府への分科会からの提案ということにしたい。最終的には政府がどう決断するか。観光庁もその提案を参考にしていただくようお願ひしたい。

<議事(3) ワクチン接種について>

○事務局(宮崎) <資料4(P1～P4)を説明>

○事務局(池田) <資料4(P5～P6及び参考資料)を説明>

○石川構成員 <資料7を説明>

○石田構成員 資料4の6ページに記載のあるとおり、ワクチン接種の目的として、「新型コロナウイルスのまん延防止を図り、死亡者や重症者の発生をできる限り抑制する」ということについては十分理解ができる。ただ、その上に記載のある、「社会機能維持業務に係る若者から中年世代の重症者や死亡者が比較的少なく、社会機能維持に支障を来す事態は考え難い」というのは、数的にはそうかもしれないが、いわゆる事業継続を求められている人たちは感染リスクにさらされ非常に怖い思いをしながら、目に見えないものと闘いながら仕事をしている。こうした実情に対して、配慮した記載が必要だと強く感じる。

本当に多くの人がおインフラを守り、金融や流通などの業務でも、これまで対応してきている。社会経済性を上げていけばリスクが高くなるというのは分科会でも共有されているので、今後さらにリスクが高くなるということをお想定するのであれば、

この箇所の書きぶりについてもぜひ御配慮いただければと思う。

- 岡部構成員 今の期待などもそうだが、一方でワクチンというのはわずかでも副反応の可能性があるので、そのモニターをしっかりとやるということと、何か発生したときに直ちにそれに対して評価をするという仕組みをつくっておかないと、期待が過剰な分だけ、何か特別なことが起こると、逆にほぼ潰れてしまうということが今までもあった。だから、我々もずっとワクチンをやっていて苦い経験もいっぱいあるので、それについて特に新しいものが出たときに対する注意も含めて安全性に対する監視、それから説明をぜひお願いしたい。

<議事（４）国際的な人の往来の再開について>

- 事務局（藤井） <資料５を説明>

- 河本構成員 経済界としては、海外との連携を進めるべく、段階的に様々な体制を整えるとともに、検討を進めていただいていることをとても前向きに受け止めている。ぜひよろしくをお願いしたい。

ビジネストラックに制限された形とはいえ、検査体制の整備も必要だと思うので、ぜひ引き続きスピード感を持って進めていただければと思う。

- 押谷構成員 在留資格を有する外国人の件だが、世界各国でマイグランドワーカーを中心とした大規模な感染が起きているという事実がある。それを受けて、日本に滞在する外国人に対するきめの細かな体制の整備がどうしても必要だと思う。外国語で相談を受けたり、受診を受けたりするような体制が、一部の自治体ではできてきているが、全国でできているわけではないので、そういう体制をきちんとつくることがまず大事だと思う。

の往来の部分的、段階的な再開というところだが、感染状態が落ち着いている国というのが、それぞれの国が発表しているデータに基づいているのだと思うが、2月の初めから感染者が確認されていない国から相当の感染者が入った。これが3月下旬からの大規模な感染を生んだ原因となっている。

どういうふうなリスクアセスメントをそれぞれの国と一緒にやって、段階的な再開を目指すのか。それは、それぞれの国が発表しているデータだけではなくて、色々な観点からリスクアセスメントをしていくことが必要だと思う。

- 平井構成員 停留措置をしっかりといただいて、PCR検査の結果が出るまではできれば国境辺りで止めておいていただく。これが、迎えに行くとならばどこかに行っ

てしまうというやり方になっているところがあり、地方の実務で混乱を招いている。そうした意味で、こうした国境管理を徹底していただきたい。

また、情報共有を図っていただき、こういう方が今国内に入っているというのが保健当局、都道府県にもリアルタイムでの共有をお願いしたい。

<議事（５）検査体制について>

○尾身分科会長 <資料６－１を説明>

○平井構成員 基本的には賛同させていただき、大分これでPCR検査などが進むことに大いに期待したい。

その上で、実務の観点でどうしても気になることがあるので、資料６－２で２点、②aに加えてはどうかということを書いたので、ぜひ加筆をしていただけると、実務は大変ありがたい。

１番目の点であるが、濃厚接触者は検査対象とするということは明記されているが、実際、地方に行くと、初動で封じ込めてしまおうという形で、ローラーをかけるようにさっとPCR検査をやるのが効果的だという実感がある。クラスターの図にいるような人たちを瞬時に全部あぶり出してしまう。そういう意味で、例えば岐阜県の場合も、スポーツジムや合唱団が絡んだクラスターでもかなり大幅にやった。また、鳥取県では、４例目の360件ぐらい、色々なところで名乗り出えていただいている。こうすると、１日、２日で終わってしまう。感染が拡大した後でそれを止めに行くのは大変で、むしろ初動でこういうようなケースに全部網をかけてしまうということがあり得る。これは大都市ではやられない手法かもしれないが、地方ではやり得るし効果的だということがあるので、この辺も書き加えていただければありがたい。

もう一つは、実際に被災地で感染が広がりやすい避難所などがある。そういうところでは非常に警戒感が強い。PCR検査をやっていかないと入れてくれないぐらいの雰囲気がある。

鳥取県では、実はPCR検査をした上で、陰性証明をつけて行ってもらっている。

このようなケースで、やはりPCR検査を機動的に実施することが公益的に必要なケースというのは災害時などであるので、この辺も②aのカテゴリーに入れていただけるとありがたい。

○清古構成員 保健所の立場で、①の有症状者については今は全て保険適用でされているということでもいいが、②aで無症候性の濃厚接触者の場合は、費用負担について現場で混乱している部分があり、全て無料でやらないといけないのか、それとも保険適用した自己負担分を公費で見るべきなのかとか、その辺についてできれば、

今日Q & Aも出していただいたが、もう少し具体的に示していただければありがたいと思っている。

○事務局（正林） Q & Aを出したが、もう少し詳細に示してほしいということであれば、具体的に後ほど教えていただいて、検討したい。

○尾身分科会長 平井構成員から、被災地のことを②aにしたらいいのではないか、という具体的な御提案があったがいかがか。

○今村構成員 ②aに入れようとする、恐らく②aの文言自体を変えなくてはいけなくなると思う。②aの基準というのは、無症状者は合っているが、感染リスクもしくは事前確率が高い人や場所になる。被災地については、この文言とは矛盾してしまうと思うので、検討をお願いしたい。

○尾身分科会長 もし②aにするのであれば、確かに今村先生がおっしゃるとおりなので、例外規定として、事前確率が低いのだけけれども、社会的なインパクトがあるということで例外的に扱うというようなことにするという方法が一つあると思う。

あるいは、この題を「感染リスク及び検査前確率が高い場合」だけでなく、例外として事前確率は低い、興行をやるのとは社会的なインパクト、社会的な意味がちょっと違うということで、別扱いにする例外規定ということでもよろしいのではないかと思う。

○押谷構成員 リスクというのをどう捉えるかの問題で、医療機関とか高齢者施設というのは、起きたときのインパクトということで入っているのだと思うので、被災地も一律でやるかという、それはどうなのかなという気がする。例えば東日本大震災のときにも、高齢者、特に寝たきりの高齢者が主に入っている福祉避難所みたいなものがあつた。そういうところは考えてもいいと思うので、何かの整理が必要か思う。

あとは、検査をやった場合に、保健所や地方衛生研究所の負担といったことも同時に考慮しないといけないので、その辺のバランスを取りながらということになるかと思う。

○尾身分科会長 今の押谷さんのお話は、場合によって色々状況が違うということ。一律ではない。

あと、これは災害対策として別枠ということで大臣から提案があつて、そちらのほうが医療とは違ってすっきりする。今の状況について別枠で考えるということ

② a の中でやる。そういうことでよろしいか。

それでは、今の一部を少し修正した上で、検査の基本的な戦略というのは分科会の政府への提案ということよろしいか。

(異議なし)

○事務局（正林） <資料 8 を説明>

○石川構成員 長期戦においてはCOCOAは非常に重要な役割を果たすのではないかと。ここでCOCOAのインストールを促進する必要があるが、現状の調査結果を見ると、なぜCOCOAをインストールしないのか、幾つか心の中にバリアがある。COCOAというものの認知は80%ぐらい得られている。80%の国民がもうCOCOAという存在を知っている。ただし、内容の理解がまだ進んでいないし、実際のインストールという行動にまで進んでいない。

インストールまでにはやはり3ステップぐらいはあるので、それぞれバリアを乗り越えるためにコミュニケーション施策を打っていかないと、新しいものをすぐ取り入れる方ならすぐにインストールしてくれると思うが、マジョリティーは多分ついてこないと思う。

バリアがどこにあるのかということ資料7にお示しした。例えば監視社会のようなイメージがあるなどどうしても行動に結びつかないバリアがある。それを突破するためにはどうしたらいいかというと、このCOCOAというのは社会が自らを守るために実装するツールであり、国が国民を管理するためのツールではない。だから、社会が自らを守るツールであるというコンセプトを前面に出して、ニュートラルなプロモーションをしていく。そのような形で、各業界のインフルエンサーを巻き込んでプロモーションをしていくことが有効であろうという考えをまとめた。

この考えに賛同していただけるのであれば、今も既に政府広報という形でCMを打っているが、例えば政府広報ではなくてACで打ったりしたほうがいいのではないかと考えているが、そういう具体的なテクニカルなことを考えて、今後のプロモーションを進めていく。

COCOAは国民の皆さんの義務ではなく、社会が自分を守るために必要なツールなのだというトーンで広報活動をやっていく必要があると考えた。

○尾身分科会長 そうすると、今の考えをさらに具体的に整理して、ここでまた提案していただけるか。

○石川構成員 具体的な施策は考える。

○尾身分科会長 それでは、また分科会からの提案ということで、代表でやっていただくことでよろしいか。

それでは、大体今日の議論は終わったと思うが、Go Toキャンペーンのもあるので、関係の構成員はちょっと残っていただきたい。

○西村国務大臣 長い間御議論いただき、感謝申し上げます。Go Toキャンペーンについては、東京の出入りは当分の間、対象としないということで、この大枠は御了解いただいたものと理解をしている。ただ、何点か注意事項もあったので、それはペーパーでこの後まとめさせていただくというふうに理解をしている。

その点に関して、観光業のビジョンや、御家族なら安心だといった、何人かの方から御意見があった。まさにそこが我々が悩んでいるところで、感染防止策をしっかりと講じていけば経済社会活動と両立ができるはずだが、どっちかに極端に振れてしまって、命を守る、感染防止のために旅行はやめようという雰囲気になりがちだし、一方で経済活動は大事だから多少のことはいいじゃないかという議論にもなりがちで、このバランスをどう取るかというところをぜひご提言いただきたい。とにかく家族で感染防止策を講じていけば旅行をしてもいいわけだから、そのバランスをまさに新しい生活様式、新たな日常の中で、それぞれの産業がつくっていかねばいけない、やり方を変えていかねばいけない。ぜひ先生方の知見をいただいて、今回は旅行の話だが、全ての産業で悩んでいるので、感染防止策、いわばガイドラインを徹底してもらって、そうすれば活動できる、やっていいということも多くの人に理解をしてもらえればと思っている。

それから、水際対策についても何人かの先生方から御意見をいただいたので、しっかりと受け止めて、関係省庁と協力しながら進めていきたい。

最後に、平井知事からあった特別措置法の法体系だが、全体に非常に緩やかな法体系で、強制力は非常に少ない。さらに、緊急事態宣言の前と後で、前はさらに非常に緩やかで、後になっても強いといっても指示と公表しかできなくて、強制力はない。その中でどのように守らない店に今の段階で強制力をつけるかというのは、法体系全体に関わる問題だと理解をしており、これをもしやろうとすると全体を変えていかねばいけないということで、かなり大きな作業になると直感的には思っている。

私自身も、今の段階で守らない店を強制力を持って営業停止としたいという気持ちはあるのだが、法律の中でどう位置づけるのか、非常に難しい問題と思っているので、よく法制局とも相談しながら対応を考えていきたい。既に厚労省において検討をお願いしているが、感染症法で何かできないか、建築物衛生法で換気の悪いと

ころは止めることができるので、こういったことは何かできないか。あるいは、風営法は目的が違うため直接使うことはできないが、トラブルが起こったときに何かできないか、ということも併せて検討したい。

とにかく感染を広げないための実効性のある措置を法制上もできるようにしたいという気持ちは同じなので、ぜひ検討は進めていきたい。

以上